

令和3年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R3-29)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理					
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、環境から人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性のある化学物質については、血液・尿のモニタリングにより、人体へのばく露量を継続的に把握する。さらに、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。					
達成すべき目標	①化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。 ②有害性評価が困難な物質の評価方法の検討を進める。 ③化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、 ④対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。 ⑤人の血液・尿のモニタリングにより、日本人の体内中の化学物質の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価、化学物質管理のための基礎情報を得る。					
施策の予算額・執行額等	区分		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	864	939	958	914
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	864	939	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)		798	772	(※記入は任意)	-	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	①化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数	基準値	実績値					目標値	達成	
		H23年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度	-	
		-	191	208	210	176	199	-		
	年度ごとの目標値		/	-	-	-	-	-	/	
	②有害性評価困難な化学物質の試験法の開発及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
		H25年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R3年度	○	
		試験法の調査・検討	試験法の比較検討	課題への対応、試験法案の検証	試験法案の検証・OECDへの提案準備	標準化のためのデータ提供	SPSF案の提出	SPSF案の提出		
	年度ごとの目標	/	課題への対応の検討、試験法案の改善	課題への対応、試験法案の検証	試験法案の検証・OECDへの提案準備	標準化のためのデータ提供、SPSF案の作成	SPSF案の提出	/		
	③PRTR対象物質の環境への総届出排出量・移動量(トン)の把握	基準値		実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	年度	-	
		-	387,101	391,342	384,054	353,725	-	-		
	年度ごとの目標		/	-	-	-	-	-	/	
④化学物質アドバイザーの派遣数	基準値		実績値					目標値	達成	
	R元年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	- 年度	×		
	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする	17	20	16	10	10	直近3年間の最大実績数			
	年度ごとの目標	/	27	24	23	20	20		/	

測定指標	⑤化学物質の人へのばく露量モニタリング調査で得られた生体試料の化学物質分析データ数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R3年度	
		-	3,218	3,267	4,678	4,800	6,494	3000	
	年度ごとの目標値		調査計画の見直しのための検討を実施	3,000	3,000	3,000	3,000		○

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) ①化審法に基づくスクリーニング評価においては、毎年、製造輸入数量が10t超となった物質を対象に、生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直しを行っている。令和3年度に有害性クラス付与等を行った物質数は199物質であり、これは、評価対象物質のうち有害性情報が得られない物質や評価方法が定まっていない物質を除く評価可能な物質の全てである。 ②ヨコエビ試験法のOECDテストガイドライン化について、令和3年度のOECD WNT(ナショナルコーディネーター作業部会)に提出したSPSF(標準プロジェクト提出様式)案は令和4年4月のWNTで正式に採択されており、試験法登録に向けての目標を達成している。 ③PRTR制度については、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進と環境汚染の未然防止に向けた集計・公表を着実に実施した。対象物質の環境への排出量・移動量は長期的には減少傾向にあるが、近年では前年度比で排出量・移動量が増加した年もあることから、引き続き取組を継続していく必要がある。 ④令和2年度及び令和3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響により対面でのリスクコミュニケーションの場が減少してしまった結果、目標とする派遣数が達成できなかったが、Web会議形式で開催するなど、新たな取り組みを開始している。今後はこのような取組も推進し、目標達成を目指す。 ⑤化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、令和3年度に得られた生体試料(血液・尿)の化学物質分析データ数は6494であり、目標を達成している。
	施策の分析	①化審法に基づき、毎年度スクリーニング評価を着実に実施している。 ②難水溶性の物質や揮発性の高い物質など、毒性試験を行うのが困難な物質に対する試験手法の検討及び従来法との結果の比較を毎年実施しており、正確な有害性評価に貢献している。 ③PRTR制度に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進することで、環境保全上の支障の未然防止に貢献することにより、目標6「安全な水とトイレを世界中に」、目標9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標12「つくる責任つかう責任」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」に寄与している。身の回りの化学物質の排出量・移動量の把握により、国民等がリスクコミュニケーションの重要性を認識することができる。 ④化学物質アドバイザーについては、PRTR制度により化学物質の排出量・移動量を国民等が把握できるようになっていることを踏まえて、地域のリスクコミュニケーションの促進の支援に貢献している。一方で、年度ごとの派遣数については大きな増加は見られないので、より一層の周知が必要である。 ⑤化学物質の人へのばく露モニタリング調査においては、人体へのばく露量データの収集・解析・公表を通じ、化学物質に関する国民の理解を深めることに寄与している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ①化学物質のリスク管理を推進するため、化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を着実に進めていく。 ②有害性の評価を行うのが困難な物質に対し、引き続きその試験手法の検討・比較を行っていく。 ③PRTR制度による化学物質管理の実効性を担保するため、引き続き、排出量・移動量の抑制に向けた取組に努める。 ④リスクコミュニケーションのより一層の推進を図るため、引き続き、化学物質アドバイザーの制度の周知に努める。 ⑤化学物質のリスク管理を推進するため、引き続きばく露モニタリング調査のデータ収集・解析を行い、化学物質に関する国民の理解の促進に努める。  【測定指標】 ①引き続き、化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数を測定指標とする。 ②引き続き、有害性評価が困難な物質に対する試験法の比較検討を着実に進める。 ③事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果を把握するため、引き続き、化管法第一種指定化学物質の届出排出量・移動量を測定指標とする。 ④引き続き、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標とする。 ⑤化学物質の日本人の体内中の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得るため、化学物質の人へのばく露モニタリング調査の進捗を目標として設定し、国民の理解の促進を図る。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>①厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同審議会(食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会科学部室調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質小委員会)において、有識者の審議を踏まえて生態毒性に関する有害性クラスを付与している。</p> <p>②試験結果の比較検討は、国立環境研究所等の有識者の知見を踏まえて行っている。</p> <p>③環境省、経済産業省、厚生労働省の3省合同の審議会において化管法の対象物質の見直しについて検討を行い、令和2年8月の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて」(答申)に基づき、政令改正した(令和3年10月公布)。</p> <p>④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、専門家による検討会を設置し、調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①生態影響に関する優先度判定(第219回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料1-4)、優先評価化学物質指定の取消がなされた物質のスクリーニング評価結果(第219回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料3)、生態影響に関する優先度判定(人健康影響のみが指定根拠の優先評価化学物質)(第219回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料4-4)、スクリーニング評価におけるデフォルトの有害性クラスを適用する一般化学物質の候補物質について(第219回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会参考資料2)</p> <p>②令和3年度OECDにおける生態影響の新規試験法に関する開発・検討業務報告書</p> <p>③特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて(令和2年8月、中央環境審議会答申)、令和2年度PRTRデータの概要— 化学物質の排出量・移動量の集計結果 —</p> <p>④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査結果について</p>
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室・ 環境保健企画管理 課化学物質審査室	作成責任者名	高澤哲也(環境安全課長) 清水 貴也(環境リスク評価室長) 久保 善哉(化学物質審査室長)	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	---	--------	---	----------	--------